協定-45(2) 災害時における協定書

鳥羽磯部漁業協同組合桃取町支所(以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)とは、災害発生時等に、乙が風水害等避難所【土砂災害】(以下「避難所等」という。)として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

(避難所等)

- 第1条 乙は、鳥羽市内に台風や集中豪雨等による土砂災害が発生及び発生する恐れがあり、住民や帰宅困難者(以下「住民等」という。)の避難所が必要と判断される場合には、甲が管理する下記の施設を避難所等として使用することができるものとする。
 - ○所在地:鳥羽市桃取町93-4
 - ○施設名:桃取健康管理センター

(避難所等の開設)

第2条 乙は、第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に甲に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は開設後に報告するものとする。

(避難所等の管理)

第3条 避難所等の管理運営は乙の責任において行うものとする。

(施設の使用料)

第4条 施設の使用料は無料とする。ただし、避難所として長期使用する場合においては、甲・乙別途協議することとする。

(避難所等としての使用の終了)

第5条 乙は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、 甲に報告するとともに、その施設を原状回復し、甲の確認を受けなければなら ない。

(利用者責任)

第6条 甲は、住民等が施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わ ないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は平成28年 7月 1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする

(協議)

第8条 協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、 決定・解決を図るものとする。

平成28年 7月 1日

- 甲 鳥羽市桃取町 2 6 3 鳥羽磯部漁業協同組合 桃取町支所長 山下 幸弘
- 乙 鳥羽市鳥羽三丁目1-1 鳥羽市長 木田 久主 一

協定-46 災害時の施設使用に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、鳥羽市開発公社(以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)との間において、甲の施設を災害時の進出拠点等として使用し、 捜索・救助活動等を行う関係機関が施設を使用することに関し、必要な事項 を定めることを目的とする。

(使用施設)

第2条 使用施設は甲が所有する鳥羽市松尾町地内の松尾第2期工業団地及び鳥 羽市大明東町地内のひだまり横用地の敷地とする。

(覚書の期間)

第3条 この覚書の期間は平成29年2月28日から平成30年3月31日まで とする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも文書による 申し立てがない場合は、期間満了の翌日から起算してさらに1年間延長する ものとし、以後これに準じて延長するものとする。

(施設の使用等)

第4条 施設の使用等は、次のとおりとする。 甲の敷地に、工作物を設置した場合は、使用後撤去し復元すること。

(担当部署)

第5条 本覚書に基づく事務を行う担当部署は、甲は鳥羽市開発公社、乙は鳥羽市 総務課防災危機管理室とする。

(疑義等の決定)

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて甲・乙が協議のうえ定めることとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のう え各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月28日

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 火市鳥 鳥羽市長 木田 久主 [打長]]

協定-47 災害時等におけるヘリコプター離発着場の使用に関する協定書

災害時等におけるヘリコプター離発着場の使用に関して、株式会社ホーペック(以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鳥羽市内に災害等が発生した場合において、乙が、救助・捜索等の 救助活動を円滑に行うため、甲の所有する敷地の一部を防災へリコプター等の離発着場と して使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(離発着場)

- 第2条 離発着場は、甲が所有する鳥羽市松尾町1002-1の一部とする。
 - 2 乙に提供可能な離発着場は、甲が作成する図面により特定する。
 - 3 乙が救助活動等において、甲の離発着場の使用するときは、電話等で通知し、甲 の許可を得るものとする。

(離発着場の変更又は取消し)

第3条 甲は、敷地内の施設の増改築等により、離発着場の面積等に変更が生じる場合、 または何らかの事情により離発着場としての使用が不可能となるときには、書面等 にて乙に連絡するものとする。

(使用期間)

- 第4条 離発着場の使用期間は、災害発生時等から乙の初動対応が収束する期間までとする。
 - 2 乙は、その使用期間の延長を希望するときは、その延長期間について甲の許可を 得るものとする。

(離発着場への立ち入るための解錠)

第5条 離発着場への立ち入るための解錠は、甲の職員又は甲の指定する者(乙の関係者を含む)が行うものとする。

(費用負担)

第6条 離発着場の使用料は無償とする。

(原状回復)

第7条 乙が救助活動等のために離発着場を使用した際、乙の故意又は過失により施設・ 備品等を破損した場合は、乙が原状に復する責を負うものとする。

但し、地震等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

(事故等に係る責任)

第8条 甲は、甲の故意又は過失により甲が責任を負うべきことが明らかな場合を除き、 乙が救助活動等により離発着場を使用した際に発生した乙の事故等に対する責任を 一切負わないものとする。

(有効期限)

- 第9条 この協定書の締結期間は、合意の日から平成30年3月31日までとする。
 - 2 前項の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、 この協定書は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様 とする。

(協議事項)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義の生じた事項について は、必要に応じて甲・乙が協議のうえ定めることとする。

> この協定書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の うえ各自その1通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 21 日

- 甲 鳥羽市松尾町1002-1 株式会社ホーペック 代表取締役社長 濱 口 隼 人
- 乙 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市長 木田 久 主 一

協定-48 災害時における活動拠点及び避難場所の提供の協力に関する協定書

大規模自然災害に対する活動拠点及び避難場所の提供に関し、シンフォニア テクノロジー株式会社伊勢製作所(以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」 という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鳥羽市内に大規模自然災害(以下「災害」という。)が発生した場合の活動拠点の提供、並びに台風等により災害が発生、または発生するおそれがある場合の避難場所の提供について、乙が甲に協力を求める事項等を定めることを目的とする。

(使用用途)

- 第2条 この協定による甲が提供に協力する敷地の一部(以下「協力敷地部分」 という。)及び施設の一部(以下「協力施設部分」という。)の使用用途は、 次の各号に定めるところとする。ただし、協力敷地部分又は協力施設部分(以 下この2つの部分を「協力敷地部分等」という。)を提供する際の甲の協力の 範囲は甲の業務及び甲の従業員等の避難に支障を来たさない範囲とする。
 - 災害発生時の協力敷地部分等の使用
 - 災害救援活動部隊等の活動
 - 物資等の集積又は集配活動
 - (2) 災害発生に備えての協力施設部分における乙の災害対策物資の保管
 - (3) 災害の発生、または発生するおそれがある場合の、協力施設部分における市民等の避難場所としての使用
 - (4) その他、災害発生時に乙の要請に基づき甲が可能とする協力
- 2 協力敷地部分等について
 - (1) 協力敷地部分

名称 鳥羽工場

所在地 三重県島羽市島羽一丁目 19-1 提供部分の図面 別添図参照

- (2) 協力施設部分
 - ア 新事務所棟(鳥羽総合センター)

構造等 鉄骨造2階建て

建築年月 令和5年(2023年)7月

提供部分の図面 別添図参照

1 階エントランス 130 ㎡及び 1 階応接室 73 ㎡、計 200 ㎡ 収容人数 約60人

イ 健康保険組合体育館

構造等 鉄骨造 一部2階建て(耐震補強対策済)

建築年月 昭和 45 年(1970年) 3 月

提供部分の図面 別添図参照

1 階体育館部分 1,010 ㎡

収容人数 約300人

留意事項 土砂災害警戒区域内にあるため大雨土砂災害に対しては不適

(協力敷地部分等の特定と変更)

- 第3条 乙に提供可能な協力敷地部分等は、甲が作成する図面により特定する。
- 2 甲は、敷地内の施設の増改築等により、協力敷地部分等の面積等に変更が 生じる場合、または何らかの事情により第2条に定める使用用途に支障をき たすときには、乙に連絡するものとする。
- 3 協力敷地部分等は、災害から甲の事業を復旧させるために変更する場合があることを乙は了承する。

(使用期間)

- 第4条 協力敷地部分等の使用期間は、次のとおりとする。
 - (1) 災害が発生したとき 災害発生時から乙の初動対応が収束する期間まで
 - (2) 災害発生のおそれが生じたとき 避難場所の利用を甲が了承した時から、避難場所の閉鎖、または災害発 生後、乙の初動対応が収束する期間まで
- 2 乙はその使用期間の延長を希望するときは、その延長期間について甲の許可を得るものとする。

(協力敷地部分等へ立ち入るための解錠)

第5条 協力敷地部分等へ立ち入るための解錠は、甲の職員又は甲の指定する 者(乙の関係者を含む)が行うものとする。

(施設の使用)

第6条 乙が協力敷地部分等以外の敷地若しくは施設又は備品の使用を希望するときは、甲の許可を得るものとする。

(費用負担)

- 第7条 協力敷地部分及び使用施設の使用料は無料とする。
- 2 前条の規定により許可を得た協力敷地部分等以外の敷地若しくは施設又は 備品の使用料は、甲乙協議のうえ決定する。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 協力敷地部分等又はこれ以外の敷地若しくは施設又は備品が使用された場合の使用敷地・使用施設・使用備品の破損等については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

(事故等に係る責任)

第9条 甲は、故意又は過失により甲が責任を負うべきことが明らかな場合を を除き、乙が本協定の使用用途の範囲内で、敷地・施設・備品を使用した際 に発生した乙の事故等についての責任を一切負わないものとする。

(防災意識の向上)

第10条 甲は、日常的に職員の防災意識の向上に努め、必要に応じ、乙が行 う防災訓練等に参加・協力するものとし、乙は、甲に対して必要な協力を行 うものとする。

(有効期間)

- 第11条 この協定書の締結期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない 場合は、この協定書は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものと し、以降も同様とする。

(旧協定書の座止)

第12条 本協定書以前に甲及び乙により締結した「災害時における活動拠点 提供の協力に関する協定書」は廃止するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を 保有する。

令和5年9月7日

甲 三重県伊勢市竹ヶ鼻町100 シンフォニアテクノロジー株式会社 伊勢製作所

執行役員伊勢製作所長 稲垣



乙 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

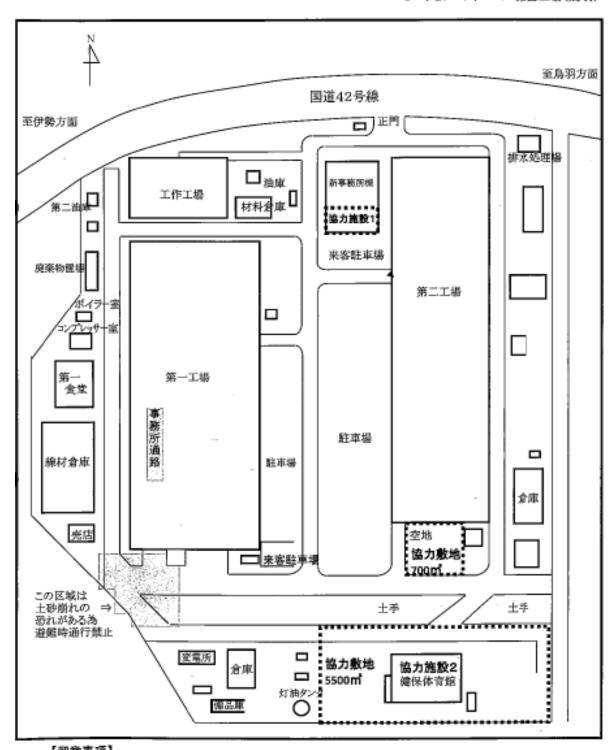
鳥羽市長

中村 成一製市鳥

2023年7月1日

「災害時における活動拠点及び避難場所の提供の協力に関する協定書」に シンフォニアテクノロジー株式会社 記載の"協力敷地部分"、"協力施設部分"は以下の通りとする。 伊勢製作所

モーションコントロール機器工場(鳥羽)



【智意事項】 健保体育館は、耐震補強済です。 土手上(土手の南側)の協力敷地及び健保体育館は、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内に位置しているため 大雨台風災害・大地震災害の際は危険のおそれがあります。

協定-49 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 三重福祉会(以下「乙」という。)は、 災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らな い程度の者であって、避難所での生活において特別の配慮を要するもの(以下「要配慮 者等」という。)を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(指定施設)

第2条 この協定で福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。 鳥羽市岩倉町609番地 特別養護老人ホーム 鳥羽陽光苑

(管理運営)

- 第3条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たっては、次に掲げる業務を履行するものと する。
 - (1)要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
 - (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
 - (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

(費用等)

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用について災害救助法(昭和22年法律第118号)の例により支払うものとする。

(協力体制)

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等や物資に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(要配慮者等の受け入れ等)

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、 乙は業務に支障を来さない範囲でこれを受け入れるものとする。この場合において、 要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難 するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た

要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵 守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間は これを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を 達成することができないと認めるときは、これを解除することができる。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申 し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合 は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通 を保有するものとする。

平成 29 年 12 月 20 日

- 甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市長 中村 欣一郎
- 乙 四日市市西坂部町1127番地 社会福祉法人 三重福祉会 理事長 伊藤 忠彦

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、酸失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(権写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から 貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱特記事項に速反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを 知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除 された後においても同様とする。

(立入檢查等)

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは 作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡す ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

- 第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (従事者への周知)
- 第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当 該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならな いこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

- 第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直 ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。
- ※ 同内容で協定締結している施設 : 恒心福祉会 あらしま苑

協定-50 災害発生時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と株式会社 安心クリエイト(以下「乙」という。)は、 災害発生時における福祉避難所への介護用品等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時において福祉避難所の開設に際し要配慮者等の生活の安 定のために必要な介護用品等を賃借又は、購入により確保することを目的とする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、福祉避難所開設に際し、介護用品等の必要があると認めたときは、乙に対 し必要物資調達の要請を行うものとする。
- 2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の業務に支障を来さない範囲において、乙が保 有する介護用品等の供給及び運搬について協力するものとする。

(介護用品等の種類)

- 第3条 乙が供給する介護用品等の種類は、次に掲げるもののうち乙が保有している商品 とし、貸与又は、販売により提供するものとする。
 - (1) 介護用品(紙おむつ等生活用品も含む。)
 - (2) 食料品類 (きざみ食等にも対応。)
 - (3) 寝具類
 - (4) パーティション類
 - (5) その他取扱商品

(経費の負担)

- 第4条 第2条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担 するものとする。
- 2 前項の対価及び費用は、乙による保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の 適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

(連絡体制)

第5条 この協定の実施に当たり、甲乙はあらかじめ連絡担当者を定め、災害発生時には 速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の解除)

第6条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができる。

(協定締結期間)

第7条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立 てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、 甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を 保有するものとする。

平成 29 年 12 月 20 日

- 甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市長 中村 欣一郎
- 乙 鳥羽市鳥羽三丁目27番12号株式会社 安心クリエイト代表取締役 世古口 一弘

協定-51 災害時における緊急物資輸送等に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と三重県トラック協会南勢支部(以下「乙」という。)は、 災害時における救援・支援物資の避難所等への配送(以下「緊急物資輸送」という。)等の支 援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震等による大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送等の支援要請に関し、その手続き等について定め、災害 応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

(協力の内容)

- 第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。
 - この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。
 - (1) 甲が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
 - (2) 甲が管理する支援物資拠点から避難所等への物資の配送
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

(支援要請の手続き)

第3条 甲が前条の規定による支援を必要とするときは、文書(様式1)により要請するものとする。また、乙は前条の規定による業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、文書(様式2)により、必要事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、業務の終了後、速やかに 文書を提出するものとする。

(連絡体制の整備)

- 第4条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものと し、変更があった場合はその都度通知するものとする。
- 2 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、当該 協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

(費用負担)

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用は甲が負担するものとし、甲は、その代金を、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(額の決定)

第6条 前条に規定する甲が負担する費用の額は、乙の会員事業者の届出運賃・料金を基準 として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する 事項の全部又は一部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の 上、決定するものとする。

(有効期限)

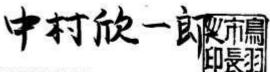
第10条 本協定の有効期限は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間 満了の1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いと きは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成30年1月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市

鳥羽市長



乙 三重県伊勢市村松町字明野 1356-9三重県トラック協会南勢支部

南勢支部長



平成 年 月 日

三重県トラック協会南勢支部 南勢支部長 様

鳥羽市長

要請書

「災害時における緊急物資輸送等に関する協定書」第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

	- to 1.7	经内部
3	170	in Table 1900

- □ 市が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- □ 市が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- 口 その他

2 要請内容

- ・ 必要とする車両数 台、人員 人、資機材(
- 物資積込場所及び搬入場所
- 輸送品目

品 名	数 虽	品 名	数量
		SARAL IXA	
	4		
			69
1			ľ

3 その他参考となる事項

400 Day	125 0 A	COST BE S
様式2	(第33	で (利)

平成 年 月 日

鳥羽市長

三重県トラック協会南勢支部 南勢支部長 飽

)

実績報告書

平成 年 月 日付けで要請のあった業務が終了しましたので、次のとおり報告します。

記

- 1 支援内容
 - □ 市が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送

様

- □ 市が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- □ その他
- 2 実施内容
- ・ 使用した車両数 台、人員 人、資機材(
- 物資積込場所及び搬入場所
- 輸送品目

品	名	数量	品	名	数量
				7	
		-			
		1		Ť	
	-	-			
	-	1		-	

3 その他参考となる事項

協定-52 地域における協力に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)及び、鳥羽市に所在する郵便局(以下「乙」という。別 表のとおり。)と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

道路の損傷等の情報交換に関する覚書(平成11年3月1日締結)、廃棄物の不法投棄 情報の提供に関する覚書(平成13年6月25日締結)は廃止する。

(目的)

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、鳥羽市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、 甲に連絡票による情報(乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。)を提供すること により、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合(地域見守り活動連絡票)
- (2) 道路の異状を発見した場合(道路損傷等連絡票)
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合(不法投棄連絡票)
- 2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者 に開示しないものとする。

(免責)

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(相互連携)

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に各種情報 交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有 効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満 了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とす る。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、 甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するも のとする。

平成30年1月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市 市長 中村旅一覧長羽

乙 三重県鳥羽市鳥羽四丁目1番8号 日本郵便株式会社

鳥羽郵便局

局長

(別 表)

鳥羽郵便局	桃取郵便局	加茂郵便局
鳥羽答志郵便局	鳥羽鏡浦郵便局	鳥羽坂手郵便局
鳥羽錦町郵便局	鳥羽菅島郵便局	長岡郵便局
鳥羽神島郵便局		

鳥羽市 健康福祉課 御中 【FAX 0599-25-1154】

地域見守り活動連絡票

下記のとおり、異変を発見しましたのでお知らせします。

	連絡	T	年 月 日()
	日時		午前・午後 時 分
	連	連絡先	
	絡者	連絡先 電話番号	
	省	発見者氏名	
Î		異変発見日時	年 月 日()
		典发完兄口时	午前・午後 時 分
		対象者氏名	7.07
見守	1	住 所	鳥羽市
り活		電話番号	
見守り活動者記載欄	対象者の状況等	異変の状況	□新聞など配布物がたまっている □カーテンや雨戸が何日も閉まっている □外灯や室内の電気が何日もも点いたままになっている □洗濯物が何日も干されたままになっている □洗濯物が何日も干されたままになっている □共臭や異音がする。 □最近、姿を見かけない □急に作がや癒するとがいるに作がや癒ったとがあることができていない □服があることができていない □服があるにとができなった □間じ断を繰り返すことが多くなった □間にあを繰り返すことが多くなった □間にあを繰りつじつまが今でなった □伝えたばけでいることが多ない □子どもだけでいることが多く、近所を徘徊している □子どもだけでいらない □子どもだけで遊んでいる。 □子どもだけで遊んでいる。 □子どもだせで遊んでいる。 □子どもだせている。 □その他(

鳥羽市建設課 御中 TEL:0599-25-1173

FAX:0599-25-5241

道路損傷等連絡票

下記のとおり、道路損傷等を発見しましたのでお知らせします。

連絡先			=11.00 12.00		
連絡先 電話番号					
発見者氏名					
70 E p nt		年	月	目	
発見日時	4	前・午後	時	分頃	
		国道	号		
発見場所	路線名	県道	線		
JUJU-90/J1		市道	線		
	市町名		町	地内	
	目印等				
		0			
道路損傷等の状態 (右の該当する箇	□ 1	穴ぼこ			WI
所の口にチェッ ク。)		//ac			
/ · /	□ 2	落石			
	□ 3	倒木			
(通行への支障の 有無を下記□に	□ 3	倒木		4	
道路通行への影響 (通行への支障の 有無を下記口に チェック。)		倒木 側溝蓋の 損傷		-	

鳥羽市環境課 御中 FAX:0599-21-0958

不法投棄連絡票

下記のとおり、不法投棄を発見しましたのでお知らせします。

		年	月	В	
午	前・	午後	時	分頃	
路線名	国道 県道 市道		号 線 線		
市町名		-	町	地内	
目印等					
	路線名	国道 界道 市道 市町名	午前 午後 国道 累道 路線名 県道 市道 市町名	午前 午後 時 国道 号 路線名 県道 線 市道 線 市町名 町	午前 午後 時 分頃 国道 号 路線名 県道 線 市道 線 市町名 町 地内

協定-53 太陽光発電蓄電池式 LED 灯の設置に関する協定

三交不動産株式会社((以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)とは、太陽光発電蓄電池式LED灯(以下「LED灯」という。)の設置について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙がLED灯を設置したことにより、指定緊急避難場所である日和山山頂公園へ効果的な誘導を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置用地)

第2条 LED灯の設置に要する土地(以下「設置用地」という。) は、別紙「1、設置用地」に掲げる場所とする。

(設置機器)

第3条 設置するLED灯は、別紙「2、設置機器」に掲げる機器とする。

(設置機器の維持管理等)

- 第4条 乙は、設置機器を維持管理するものとし、設置機器の維持補修費等に要する経費は、すべて乙の負担とする。
- 2 LED 灯の故障、LED 灯の落下等不測の事態に関する苦情等については、乙の責任において対応する。

(有効期限)

第5条 本協定の有効期限は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の 1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は 同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(免責)

第6条 天変地変等、甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力によって生じた甲乙の損害について、甲及び乙は互いにその責を負わない。

(原状回復)

第7条 乙は、協定終了後は、設置機器を乙の負担と責任において、速やかに撤去し、原状回復を 行うものとする。

(協定の変更)

第8条 LED灯の設置に関し、特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上この協定を変更することができる。

(損害賠償)

第9条 乙は、本協定内容を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑 義が生じたときは、甲乙は絨意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通 を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 住所 三交不動産株式会社 取締役社長 高 林 字

乙 住 所 三重県鳥羽市鳥羽三丁目工番1号 氏 名 鳥羽市長 中村 欣一郎

協定-54 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等(第2条に定義される)を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

[[日 的]

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある 場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」 という。) を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定める こと。
 - (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に 寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努める こと。

(定義)

- 第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。
 - (1) 「住宅地図」とは、鳥羽市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
 - (2) 「広域図」とは、鳥羽市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
 - (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
 - (4) 「ID等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
 - (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

- 第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。) を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

- 第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途 定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するもの とする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況 等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

- 第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・ 復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につ き、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告 するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保 管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該 防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものと する。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、 ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従 うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、 災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満 了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協 定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意を もって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保 有する。

平成30年7月3日

甲) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1-1

島羽市

市長

乙) 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号

株式会社ゼンリン 中部支社



協定-55 火災時における消防用水の確保に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と志摩生コンクリート協同組合(以下「乙」という。)は、甲の管轄区域内において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火災時」という。)において、甲が乙に対して行う消防用水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この協定は大規模な火災が発生した場合に、甲において用水の供給支援に 関して必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、火災時において消防用水の供給を必要とする事態が発生したときは、 乙に対して災害応急対策に必要な用水確保の要請書(第1号様式)により行うも のとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファックス等により要請 することができるものとし、事後速やかに前記要請書を送付するものとする。

(業務報告)

第3条 乙は、第2条の規定による協力が終了したときは、協力内容を災害応急対策に必要な消防用水確保の実績報告書(第2号様式)及び業務従事者・業務内容報告書(第3号様式)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第4条 この協定に基づく支援に要した費用については、実費を勘案し甲乙協議の うえ、負担額を決定するものとする。

(損害の補償)

第5条 この協定に基づいて協力に従事した乙の組合員が、当該支援に従事したことにより負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鳥羽市消防本部消防長、乙 においては志摩生コンクリート協同組合代表理事とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙 協議のうえ定めるものとする。 (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更について申し出がないときは、この協定の有効期間は期間満了の日の翌日から起算して更に1年延長するものとし、以後同様とする。

附則

この協定は、平成30年11月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年11月 9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一



乙 三重県志摩市大王町船越234番地3志摩生コンクリート協同組合

代表理事 稲 葉



第1号様式(第2条関係)

鳥消第号月日

志摩生コンクリート協同組合 代表理事 様

> 鳥羽市 鳥羽市長

火災時における消防用水の確保に関する供給支援要請書

「火災時における消防用水の確保に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請の内容							
要請 日 時	年	月	日 (()	時	分	
要請場 所							
災害の状況							
必要 水量					V.17	トン	8
必要 台数 必要車両種別)	ト ※進入可	ン車 否、車		台、 場所等		ン車 すること	台
軍 搬 経 路							
思定される危険・	主意事項	:					8401

	要請機関名	氏	名	連絡	先
要請者		(S)			
現地責任者					

協定-56 災害時における救援物資等拠点の運営に関する協定

スギハラプロテック株式会社(以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)は、 乙の区域内において災害対策法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)における救援物資集積場所の 提供及び運営協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して行う救援物資集積場所の提供及び運営協力要請に関し、その手続き等について定め、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、生活の安定を図ることを目的とする。

(協力の内容)

- 第2条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。
 - (1) 甲の所有又は管理する施設の使用
 - (2) 救援物資運営に必要な資機材の提供及び協力
 - (3) その他乙の要請により甲が応じられる事項

(協力の要請)

第3条 前条各号に掲げる事項(以下「協力業務」という。)の要請は、要請書(第1号様式)の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援協力を要請し、後日、要請書を提出できるものとする。

(協力業務の方法)

第4条 甲は前条の規定により要請を受けたときは、乙の指示に従い、可能な範囲で協力業 務を行うよう努めるものとする。

(費用の負担)

第5条 施設及び資機材の使用料は無償とする。

(施設・資機材の破損時の対応)

第6条 使用された施設・資機材が破損した場合については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震等の災害により損傷した箇所についてはこの限りではない。

(損害補償)

第7条 乙は、協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は 障害の状態となったときは、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年条例第 16 号)の例により、これを補償するものとする。

(連絡調整等)

- 第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者及び連絡先を 別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。
- 2 甲は、乙から要請があったときは、可能な範囲内で乙が実施する訓練に参加するものと する。

(災害時の情報提供)

第9条 甲及び乙は、協力業務の実施にあたり、相互に災害情報の積極的な提供を行うものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協力業務を行う場合において知った相手方の秘密情報を、第三者に漏らしてはならない。

(有効期間等)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年11月27日

甲) 三重県鳥羽市松尾町 304-56

スギハラプロテック株式会社

代表取締役 杉原 新一



乙) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一

第1号様式(第3条関連)

第号年月日

スギハラプロテック株式会社 様

要 請 書

災害時における救援物資集積場所の提供等協力業務について、次のとおり要請します。

(4)	(3)	(2)	(1)
		場	期
)他 事項	業務 内容	所	間
			(
)
			年
			月
			日 (
) ~
			年
			月
			日

協定-57 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と八木段ボール株式会社(以下「乙」という。)は、災 客発生時における段ボール製品の調達に関し、次の通り協定を締結する。

第1条(目的)

この協定は、鳥羽市内において地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所の設営等に必要な段ポール製品の調達に関し必要な事項を定める。

第2条(協力の要請及び受諾)

- 1 甲は、災害時に段ボール製品の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書(様式第1号)により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

第3条(段ボール製品の種類)

前条の段ボール製品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1)簡易ベッド
- (2)シート
- (3)その他 乙の取り扱う商品

第4条 (手続き等)

- 1 乙は、甲の指定する場所に段ポール製品を搬送し、納品するものとする。その際に、 甲は職員をもってこれを確認させ受け取るものとする。
- 2 乙は、搬送終了後速やかに救援物資供給完了報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

第5条 (経費の負担)

- 1 甲は乙に対し、前条の規定により納品された段ボール製品及びその運搬に対する費用 について負担するものとする。
- 2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の適正価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第6条 (経費の支払)

経費は乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときはその内容を確認し、 速やかに費用を支払うものとする。

第7条 (連絡窓口)

甲、乙はこの協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。 また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

第8条 (有効期間)

この協定の有効期間は、平成31年2月5日から1年間とする。ただし、期間満了の 日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかからも特段の申し出がない場合は更に1年間 効力を有するものとし、以後も同様とする。

第9条 (疑義の解決)

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙 誠実に協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保管する。

平成31年2月5日

甲:鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市 鳥羽市長

中村旅訊

乙:伊勢市小俣町湯田1028番地の1

八木段ボール株式会社

代表取締役

協定-58 災害時における応援業務に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「乙」という。)は、鳥羽市内において、地震、風水害、その他による災害(以下「災害」という。)が発生した場合の応援に係る業務(以下「応援業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鳥羽市内に災害が発生した場合に、甲が乙に対して行う応援業務 の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲が、災害時に鳥羽市災害対策本部を設置し、かつ、鳥羽市内に災害救助法が 適用された場合において、応援業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請す るものとする。

(応援業務の内容)

- 第3条 この協定において応援業務とは次に掲げるものとする。
 - (1) 甲が管理する公共施設が被災した場合の災害復旧のための筆界点情報の収集若 しくは復元
 - (2) 登記及び境界関係無料相談所の開設
 - (3) 前各号に定めるもののほか、甲が特に必要と認める応援業務

(応援要請)

- 第4条 甲は、乙に応援業務の要請を行おうとするときは、甲と乙が協議の上、次に掲 げる事項を記載し、乙に別紙要請書(第1号様式)により要請するものとする。
 - (1) 応援の場所
 - (2) 応援の目的
 - (3) 被害の状況
 - (4) 応援業務の内容
 - (5) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により応援業務の要請を行うことができるものとする。この場合、甲は当該要請後、速や

かに乙に対して前項に規定する文書を送付しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(応援業務への従事)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従 事させるものとする。

(応援業務の報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき業務を行った場合、活動終了後にその活動内容につい て速やかに業務報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請により、乙の社員が行った応援業務に要した費用は甲が負担する。但 し、相談所の開設に要した費用については無償とする。

(相談者の負担)

第8条 甲の要請による応援業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。 (書類の提出)

- 第9条 乙は毎年1回 次の書類を、甲に提出するものとする。
 - (1) 応援業務に関する乙の組織図
 - (2) 応援業務に関する連絡担当者
 - (3) 応援業務に従事できる社員名簿
 - (4) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める書類

(事故への対応)

- 第 10 条 乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。
- 2 乙の社員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその 賠償の責めに任ずるものとする。

(訓練協力)

第 11 条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議の上、これに協力するものとする。

(資料の交換及び協議)

第 12 条 甲及び乙は、この協定書に基づく応援業務を円滑に行うため、必要に応じて

次の資料を交換するとともに、協議を行うものとする。

- (1) 鳥羽市地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他必要な事項

(協議)

第 13 条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、 乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から2020年3月31日までとする。 ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除または変更について、甲と乙のいずれ からも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以 後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ1 通を保管する。

平成 31 年 4月 25日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市

鳥羽市長

中村於一郎開

乙 三重県津市西丸之内 21 番 19 号

公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協

代 表 理 事



年 月 日

要 請 書

公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 様

	77.00
奥羽市長	(60)
700 701 11 125	15-773

災害時における応援業務に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

担当者 FAX

年 月 日

業務報告書

鳥羽市長 様

公益社団法人

三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 ⑩

災害時における応援業務に関する協定書第6条の規定により下記のとおり報告します。

活	動		時	年	月	B	時	分から	
否	901	日	hel	年	月	日	時	分まで	
応	授	場	所						
応	援	B	的						
								28	
被	害	状	況						
応	援 業	務内	容						
			_						
そ	の他	必要事	項						9
担	0	当	者						

協定-59 災害時に係る情報発信等に関する協定

鳥羽市およびヤフ一株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関 し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条(本協定の目的)

本協定は、鳥羽市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鳥羽市が鳥羽市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ鳥羽市の行政機能の低下を 軽減させるため、鳥羽市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的と する。

第2条(本協定における取組み)

- 本協定における取組みの内容は次の中から、鳥羽市およびヤフーの両者の協議により 具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、鳥羽市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的 として、鳥羽市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上 に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 鳥羽市が、災害発生時の鳥羽市内の被害状況、ライフラインに関する情報および 避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの 情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 鳥羽市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる 連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、 速やかに相手方に連絡するものとする。
- 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、鳥羽市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条(費用)

前条に基づく鳥羽市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するも のとする。

第4条 (情報の周知)

ヤフーは、鳥羽市から提供を受ける情報について、鳥羽市が特段の留保を付さない限 り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、 ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知するこ とができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならな いものとする。

第5条 (本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、鳥羽市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条 (本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条(協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、鳥羽市 およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、鳥羽市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2019年 6月17日

鳥羽市:三重県鳥羽市鳥羽三丁目17番1号

鳥羽市長 中村 欣一郎

ヤフー:東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 則

協定-60 災害時における資器材のレンタルに関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と株式会社ダイワテック(以下「乙」という。)は、災害時 に必要な資機材(以下「資機材」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請等)

- 第1条 甲は、鳥羽市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材 の供給を必要とするときは、乙に対し資機材の提供を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(協力の内容)

- 第2条 乙は前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

(提供資機材)

- 第3条 乙が甲に提供する資機材は、別表1に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の 見込み数量を報告するものとする。

(資機材の運搬及び引き渡し)

- 第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。
- 3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

(車両の通行)

第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車 両に対し、緊急通行車両証の発行手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。
- 2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、 甲乙協議して決定するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

(資料の交換及び情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策 及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を適宜交換するものとす る。

(平常時からの相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の供給ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この 期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相互に対して文書による異議の申 し出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙 協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を 所持する。

令和元年6月19日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1-1 鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一

乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地 株式会社 ダイワテック

代表取締役社長 岡忠

協定-61 地域BWAを利用した避難所Wi-Fiに関する提供機器と回線提供 について

鳥羽市(以下、「甲」という。) および株式会社 ZTV(以下、「乙」という。) は、甲が平成30年12月6日付で回答した「乙の地域 BWA 無線局への同意書」に基づき、乙が提供する地域 BWA 回線を利用した避難所 Wi-Fi を甲が使用するにあたり、乙が甲に提供する地域 BWA 受信機(以下、「機器」という。) および地域 BWA を利用した通信回線(以下、「通信回線」という。) の取り扱いについて、下記のとおり定める。

(対象および機器)

1. 乙が別途構築する地域 BWA 送信局から送信される電波(以下、「地域 BWA 電波」という。)が届く範囲にある甲の指定避難所(以下、「避難所」という。)に対して、乙は甲に機器を提供する。提供数量は避難所1ヶ所につき機器1台とし、機器1台毎に最大32台のWi-Fi端末が利用できるものとする。なお、設置先・端末番号・設置日等は別紙の端末管理表で管理し、機器の追加等があった場合は端末管理表を更新する。

(利用範囲)

2. 機器の使用は、甲が避難所を開設する日時に限ることとする。ただし、試験・訓練等で利用する場合などは、事前に乙に通知することにより、乙はその利用を認める。なお、避難所の開設については事後通知でも可能とする。 通知の無い利用があった場合および通常時より利用が認められる場合は、乙は通常時の月額利用料相当額を甲に請求することができるものとする。

(提供期間)

3. 機器および通信回線の提供期間は、端末管理表記載の設置日より3年間とする。提供 期間経過後の取り扱いは、技術動向等を踏まえ、甲乙間で再協議することとする。

(機器の所有)

4. 機器の所有権は乙が保持するものとし、甲に無償で貸し出すものとする。 甲は責任を持って機器を管理し、機器が故障した場合は、乙は甲に無償にて代替の機器を提供するものとする。ただし、機器を紛失した場合、または故意に故障させた場合には、乙は甲に有償にて代替の機器を提供するものとする。

(通信回線の提供)

5. 通信回線は、乙が甲に無償で提供するものとする。

(SSID)

端末が機器に Wi-Fi 接続するための SSID は「00hinanjyo_ztvfree」とし、接続用のパスワードは設定しないものとする。

(免責事項)

通信回線の停止が発生した場合は、乙は、如何なる場合も、一切の責任を負わないのとする。

(協議事項)

8. 本覚書に記載されない事項が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議をおこなう。

本覚書の締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を持する。

令和元年 6月20日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番地1 鳥羽市 鳥羽市長 中村 欣一郎 日

乙 三重県津市あのつ台四丁目7番地1 株式会社ZTV 取締役社長 田村 憲司

協定-62 「鳥羽市ハザードマップ」協働発行に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、甲及び 乙が協働して添付別紙記載の印刷物(以下「印刷物」という。)を発行することに関して、 以下の通り協定書を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、甲の提示する広告掲載基準に従い印刷物に掲載する広告を募集したうえで、 印刷物を作成するものとする。
- 2 甲は、印刷物を自己の費用負担で添付別紙記載の通り配布するものとする。

(仕・様)

- 第2条 印刷物の仕様は、添付別紙記載の通りとする。
- 2 甲又は乙の都合により添付別紙記載の仕様を変更する必要が生じた場合、甲乙協議の うえ、当該内容を変更できるものとする。なお、当該変更が甲からの要求によるもので あるときは、乙は、添付別紙記載の引渡し予定日を変更できるものとする。

(校正)

- 第3条 乙は、印刷物の印刷を行う前に、印刷物の内容すべてについて甲に校正を求め、 甲は、これに応じるものとする。
- 2 乙は、前項に基づく校了後の印刷物の内容については、修正・変更に応じないものと する。

(引渡し)

第4条 乙は、甲に対し、印刷物を添付別紙記載の条件に従って引き渡すものとする。

(検 査)

- 第5条 甲は、添付別紙記載の検査期間内に、印刷物の数量及び外観について検査し、検 査結果を乙に通知するものとする。なお、当該期間内に甲が検査結果を乙に通知しなか ったときは、当該期間満了日に検査に合格したものとみなすものとする。
- 2 乙は、前項の検査結果が不合格の場合は、速やかに修正、取替え又は追加に応じるものとする。

(情報の提供等)

- 第6条 甲は、乙の要請がある場合、印刷物の発行に必要な写真、デザインその他の資料 (以下あわせて「甲保有情報」という。)を、乙に対して無償にて提供するものとする。
- 2 前項の場合、甲は、甲保有情報が第三者の有する著作権、特許権等の知的財産権又は 営業秘密その他の権利、利益を侵害していないことを保証するものとする。
- 3 甲は、乙の要請がある場合、印刷物に掲載する広告の募集に関し、乙に対して協力を 行うものとする。

(著作権の帰属)

第7条 印刷物のうち、甲保有情報の著作権は甲に帰属するものとし、甲保有情報を除く 部分の著作権は乙に帰属するものとする。

(利用許諾)

- 第8条 乙は、甲に対し、添付別紙第1項所定のデータファイル(以下「本データ」という。)について、添付別紙第7項に定める公衆送信許諾期間中、本データの全部又は一部を、甲が管理するサーバに格納(複製)し、添付別紙第6項所定の甲サイト(以下「甲サイト」という。)上で自動公衆送信(送信可能化を含む。)することを無償で許諾するものとする。
- 2 甲は、前項で許諾された利用方法以外の利用を行う場合は、甲乙別途協議のうえ、書面にて合意した条件で利用することができるものとする。

(海守事項)

- 第9条 甲は、以下の事項を遵守するものとする。
 - (1)印刷物及び本データ(以下あわせて「納入物」という。)は、添付別紙所定の仕様 とし、本協定書で明示的に合意された場合を除き、納入物の一部でも複製、転記、 抽出、加工、改変、翻案、送信その他の利用をしないこと。
 - (2)本協定書で明示的に合意された場合を除き、有償・無償を問わず、また、譲渡、使 用許諾、送信その他方法及び形態の如何を問わず、納入物(形態の如何を問わず、 その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む)の一部でも第 三者に使用させないこと。
 - (3)公衆送信許諾期間終了後、直ちに甲のサーバから本データを消去すること。
 - (4) 乙の著作権表示を乙が指定した場合、乙指定の場所、態様で表示すること。

(納入物の内容及び品質)

第10条 乙は、第5条第2項の場合を除き、納入物の内容(甲保有情報に起因するものを 含む。)及び品質について、責任を負わないものとする。

(間い合わせ対応)

第 11 条 納入物に関する利用者又はその他第三者からの問い合わせ・苦情等への対応は、 甲乙相互に協力して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本協定書の履行上知り得た相手方の秘密情報を、本協定書の履行の ためにのみ使用し、相手方の事前同意なく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

(解除)

- 第13条 甲又は乙は、相手方が本協定書に違反し、かつ、当該違反状態が相手方からの通 知後15日以内に是正されない場合、何ら催告をすることなく、直ちに本協定書を解除で きるものとする。
- 2 甲又は乙は、本協定書に別段の定めがある場合を除き、相手方の債務不履行により損害を被ったときは、解除の有無にかかわらず、相手方に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。

(その他)

- 第14条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本協定書に基づく権利又 は義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとする。
- 2 甲乙間に本協定書の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合、両当事者は誠意を もって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有 するものとする。

2019年 6月24 日

乙:三重県津市海岸町4番12号 株式会社ゼンリンク建営業所 所長 山本 衛 1200円

<添付別紙>

1	納入物	(1)印刷物					
				物のPDFファイル)			
2	納入物の仕様・数量	(1)印刷物	名称	「鳥羽市ハザードマップ」			
	*		規格	A1 (一枚物)			
			綴じ	4度折り			
			紙質	表紙:ニューV マット A 判 57.5kg 本文:同上			
		ļ	色数	4色			
		8	総ページ数	2ページ (表面・裏面) 表紙:1ページ 本文:1ページ (行政情報ページ:2ページ)			
			印刷部数	12,000 部			
		(2)データフ	アイル	CD-R: 1枚			
3	納入物の引渡し	引渡し予定	日	2020年2月14日			
		引渡し場所	*	甲の防災危機管理室 (住所:鳥羽市鳥羽三丁目 1-1)			
		引渡し部数	-	11,000 部			
4	納入物の検査	検査期間	70-0	納入日から3日間			
5	印刷物の配布	甲は、鳥羽市内の全世帯に対し可能な限り印刷物を配布するもとする。なお、受取拒否及び配布不可能の場合はこの限りではい。 配布予定期間:2020年2月25日から 2020年3月25日まで。 また、配布の結果、残った印刷物については、上記配布予定期にかかわらず、甲の防災危機管理室窓口にて配布するものとる。					
6	甲サイト	鳥羽市ホー.	ムページ (http	s://www.city.toba.mie.jp/)			
7	公衆送信許諾期間			年3月31日まで			
8	その他	特になし					

以上

協定-63 各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に 関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と中部電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。) は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結 する。

(目 的)

第1条 本協定は、甲および乙が、各種災害時において迅速な情報収集および円滑な情報 連携を実施することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。
 - (2)「乙の託送供給区域」とは、鳥羽市内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコブターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第百三十二条および飛行場所 を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第百三十二条の二および飛行 場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコブターの飛行連絡)

- 第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマル チコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。
 - 二 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応を行う。

(情報提供)

第8条 乙は、災害復旧に甲の協力を要すると判断した場合、乙が所有するマルチコプター の運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲にお いて、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了 後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲および乙が 該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行う ものとする。

(損害賠償)

- 第 11 条 損害賠償は次の各号に定めるとおりとする。なお、各号に該当しない損害賠償は、 甲および乙の協議により解決にあたるものとする。
 - (1) 甲または乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相 手方に対し損害賠償を行う。
 - (2) 甲または乙が、第三者に損害を与えた場合、当該加害者に故意または過失があるとき は、当該加害者が当該第三者に損害賠償を行う。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月 前までに甲および乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期 間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

- 第 13 条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。
 - (甲) 鳥羽市役所 総務課 防災危機管理室
 - (乙) 中部電力パワーグリッド株式会社 伊勢営業所 契約サービス課

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するも

のとする。

二 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲および乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

2020年 6月 9日

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1 甲 鳥羽市 鳥羽市長 中村 欣一郎 丁丁鳥

三重県伊勢市岩渕一丁目9番24号 乙 中部電力パワーグリッド株式会社 伊勢営業所長 中西 利夫

協定-64 特設公衆電話の設置及び利用・管理に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、災害 等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・ 管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的 とする。

(用語の定義)

- 第2条 本協定書に規定する「災害発生時」とは、甲が災害対策基本法に基づく避難勧告等 の避難情報を発令する広域的な自然災害等が発生し、緊急の通信を必要とする多数の被災 者や帰宅困難者等が生じているときをいう。
- 2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信 回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰 宅困難者等へ通信の提供を可能とする発信専用の公衆電話をいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本協定書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管のうえ、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

- 第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する引込線、保安器、屋内配線(モジュラージャックを含む。以下同じ。) とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。
- 2 乙が設置する前項の設備が甲の放意又は過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに 書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、 甲が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議のうえ、乙が決定 することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置箇所一覧」(別紙1) を乙が作成し、甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙2に定 める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合 は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置で きるよう、別紙3に定める定期試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用の開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を 速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、避難所を開設した場合で甲と 乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲 は乙に対し開始した場所の報告を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を設置した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な 限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は 特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を廃止した場合においては、甲は速やか に特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の報告を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する利用の開始を除き、特設公 衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議 のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

- 第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の 各号のいずれにも該当しないことを確約する。
 - (1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に 扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時 に本協定を解除することができる。
 - (1) 前項に違反したとき。
 - (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。
 - 相手方に対する暴力的な要求行為。
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は 相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、 これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第 15条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意を もって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本協定書は、令和2年7月6日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもっ て協定書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有す 200

令和2年7月6日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市長



三重支店長



鳥羽市 特設公衆電話設置箇所一覧

NO	設置住所	設置箇所名	設置数
Î.			
2			
3			

	建加茶加 事化基	(本事) 20	S Auro alta			別紙
	情報管理責任者	(変更) 地	1、四省			
			令和	年	月	日
百日本電信電話株式会社						
三重支店長						
殿						
				鳥羽市	K	
「特設公衆電話の設備及び	グ利用・管理等に関す	る協定書』第	 55条に基づ	き情報管	理責任	- W.W.
「特股公衆電話の設置及び 及び(副)を下記のとおり 避難所名	通知致します。	る協定書』第 1責任者氏名	55条に基づ	き情報管 連絡先輩		者(正)
及び(副)を下記のとおり	通知致します。 情報管理			連絡先電		者(正)
及び(副)を下記のとおり	通知致します。			連絡先置		
及び(副)を下記のとおり	通知致します。 情報管理		TE	連絡先輩 L X		者 (正)

	情報管理責任者	(変更)	迪知書				別紙2	
	317 34 7 4 5 (C. 140 7 C. 140 C.			令和	纤	片	Ħ	
鳥羽市長								
殿				西日	本電信制	售話株	式会社	
				三垂	支店技			
							10	
	1911 30W 2010 1 TO A RESULT OF SAME RESULT OF SAME	or contract the contract to	1 00 - de 10	W-430	4. 细胞	細事有	·者 (正)	

「特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者(正)

及び(副)を下配のとおり通知致します。

遊鄭所名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
	(II)	TEL
	(wl)	THL

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実 庬 手 順
毎日本電信電話株式会社による	①西日本電信電話株式会社から特設公衆電話の電気通信回線(モジュ ラージャックまで)の回線試験を実施します。
試験	②回線に異常が確認された場合は、西日本電信電話株式会社が修理を 実施します。
	① 避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、鳥羽市総務 課に電話をかけ、正常に通話が出来るかの確認を実施します。
鳥羽市による通話試験	②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、西 日本電信電話株式会社故障受付部門(113)への連絡を実施します。

協定-65 災害時における災害ボランティアセンター設置に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)、志摩市(以下「乙」という。)、南伊勢町(以下「丙」という。) 及び鳥羽志勢広域連合(以下「丁」という。)は、甲、乙又は丙の区域内において災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害が発生した場合(以下「災害時」という。) における災害ボランティアセンター設置場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害時において、甲、乙及び丙が迅速かつ円滑に災害ボランティアセンター を設置するため、丁に対して行う必要な手続等について定めることとする。

(使用要請)

第2条 甲、乙又は丙は、災害ボランティアセンターを鳥羽志勢クリーンセンター(鳥羽市白木町 247番地10)に設置することが適当と判断したときは、甲乙丙で協議の上、丁に要請書(第 1号様式)を提出することにより使用要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口 頭で使用要請し、後日、要請書を提出するものとする。

(使用承認)

第3条 丁は前条の規定により要請を受けたときは、特別の事由がない限り、使用を認めるものと する。

(使用方法)

第4条 甲、乙及び丙は、災害ボランティアセンターを設置するときは、事前に丁と協議して施設 等の使用期間、使用範囲、使用内容等を定めるものとする。

(使用料)

第5条 施設等の使用料は無償とする。

(原状回復)

- 第6条 甲、乙及び丙は、災害ボランティアセンターを閉鎖し、又は移転する場合は、自己の責任 と負担において原状回復を行うものとする。
- 2 丁の事情により、災害ボランティアセンターの閉鎖又は移転が必要となった場合は、甲、乙及び丙は直ちに閉鎖し、又は移転し、甲、乙及び丙の責任と負担において原状回復を行うものとする。

(施設等の破損時の対応)

第7条 甲、乙及び丙は、使用した施設等が破損した場合については、自己の責任において原形復 旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震等の災害により損傷した箇所についてはこの 限りでない。

(有効期間等)

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該有効期

間満了の日の3箇月前までに、甲、乙、丙又は丁いずれからも何らの申出がないときは、当該有 効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲、 乙、丙及び丁がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各1通を 保有する。

令和 2年10月12日

甲) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市 鳥羽市長 中村 欣一郎 丁一鳥 11

乙) 三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22



丙) 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地



丁) 三重県志摩市磯部町迫間 22 番地

鳥羽志勢広域連合長 竹内 千尋広域連合 長 之 印

第 号 日

鳥羽志勢広城連合長

様

長 印

要請書

令和2年**10**月**12**日に締結した「災害時における災害ボランティアセンター設置に関する協定 書」に基づき、次のとおり使用を要請します。

(1)	期	間		年	月	日	()	~	年	月	日	()
(2)	場	所												
			¥											
(3)	内	容												
(4)	その必要	の他事項												

協定-66(1) 水道施設の災害に伴う応援協定書

鳥羽市水道事業(以下「甲」という。)と 第一環境株式会社中部支店(以下「乙」という。)は、地震、津波、風水害、大規模事故等の災害(以下「災害等」という。)の発生時における 応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生により市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、 連やかに給水能力を回復するため、甲の要請に基づき乙が実施する応援業務に関し、必要な 事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 甲は、第1条の目的のために必要がある場合は、乙に応援を要請することができる。 2 乙は前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

(応援要請の方法)

- 第3条 甲が乙に対して行う応援要請は、次に掲げる事項に関し文書又は口頭により執り行う ものとする。
 - (1) 要請の理由(災害等の状況)
 - (2) 応援業務の内容及び人員等
 - (3) 要請の期間及び内容
 - (4) その他必要な事項

(応援要員の派遣)

- 第4条 乙は、第2条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うため の体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。
- 2 応援要員は、甲の指示に従い応援業務を行う。

(応援業務)

- 第5条 乙が行う応援業務は、次のとおりとする。
 - (1) 広報活動
 - (2)電話対応
 - (3) 応急給水活動
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が要請する業務

(自主応援)

第6条 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、甲が第2条に規定する応援の要請 を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、前条の応援を 実施することができるものとする。この場合は、第2条の応援の要請があったものとみなす。 (費用の負担)

- 第7条 この協定に基づき、乙が行う第5条の応接業務を行うにあたり、特別な事由がある 場合を除きその費用は無償とする。
- 2 特別な事由がある場合とは、甲の休業日及び営業時間外の応援業務、材料費や工事請負費等の費用が発生した場合をいい、甲と乙が協議し、その都度定めるものとする。

(危険負担)

第8条 乙は応援業務の実施にあたり、乙の責に帰する理由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲から必要な指示を受け、乙の責任と負担において対処するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて従事した緊急対応要員が、緊急対応業務に起因して負傷し、若し くは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50 号)により行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第11条 乙は、この協定による応接業務に協力できる人員、器材等の状況把握に努め、甲の 要請により報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の解除を通知しない限り、令和4年9月30日までその効力を持続する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度 甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 3年 3月 11日

甲 三重県鳥羽市大明東町1番6号 鳥羽市水道事業 鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目31番10号 第一環境株式会社 中部支店 中部支店長 阿部 護

協定-66(2) 「水道施設の災害に伴う応援協定書」覚書

鳥羽市水道事業(以下「甲」という。)と 第一環境株式会社中部支店(以下「乙」という。)は、令和3年3月11日付けで締結した「水道施設の災害に伴う応援協定書(以下「原協定書」という。)」に関し、次のとおり覚書を交換する。

(有効期間の延長)

第1条 原協定書第12条に定める有効期間の終期「令和4年9月30日」については、「令和 9年9月30日」に変更し、有効期間を延長するものとする。

(効力発生日)

第2条 前条の有効期間の延長は、令和4年10月1日から適用するものとする。

(原協定書の適用)

第3条 本覚書に定めのない事項については、原協定書の定めに従うものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管する。

令和 4年 9月 30日

甲 三重県鳥羽市大明東町1番6号 鳥羽市水道事業 鳥羽市長 中村 欣一郎。

乙 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目31番10号 第一環境株式会社 中部支店 中部支店長 井桁 雄

協定-67(1) 災害等における水道施設等の緊急対応業務に関する協定書

鳥羽市水道事業(以下「甲」という。)と 東海メンテナンス株式会社(以下「乙」という。) は、地震、津波、風水害、大規模事故等の災害(以下「災害等」という。)の発生時における 緊急対応業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生により、別紙「協定(緊急対応業務)施設一覧表」の施設 (以下「水道施設等」という。)が被災した場合、早期の復旧を図るため、甲の要請に基づき 乙が実施する緊急対応業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

- 第2条 甲は、第1条の目的のために必要がある場合は、乙に緊急対応を要請することができる。
- 2 乙は前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

(緊急対応要請の方法)

- 第3条 甲が乙に対して行う緊急対応要請は、次に掲げる事項に関し文書又は口頭により執り 行うものとする。
 - (1) 要請の理由(災害等の状況)
 - (2) 緊急対応業務の内容及び人員等
 - (3) 要請の期間及び内容
 - (4) その他必要な事項

(緊急対応要員の派遣)

- 第4条 乙は、第2条の規定により緊急対応の要請を受けたときは、速やかに緊急対応業務を 行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。
- 2 緊急対応要員は、甲の指示に従い緊急対応業務を行う。

(緊急対応業務)

- 第5条 乙が行う緊急対応業務は、次のとおりとする。
 - (1) 水道施設等における破損個所の応急措置等
 - (2) 水道施設等において発生した被害の復旧に係る緊急措置等、技術支援(機能診断調査等)等
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が要請する業務

(自主対応)

第6条 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、甲が第2条に規定する緊急対応の 要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、前条の緊 急対応を実施することができるものとする。この場合は、第2条の緊急対応の要請があった ものとみなす。 (費用の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が行う第5条の緊急対応業務に要する費用については無償とする。ただし、特別な事由がある場合には、甲と乙が協議し、その都度定めるものとする。

(危險負担)

第8条 乙は緊急対応業務の実施にあたり、乙の責に帰する理由により甲乂は第三者に損害を与えた場合には、甲から必要な指示を受け、乙の責任と負担において対処するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて従事した緊急対応要員が、緊急対応業務に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第11条 乙は、この協定による緊急対応業務に協力できる人員、器材等の状況把握に努め、 甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の解除を通知しない限り、令和4年3月31日までその効力を持続する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度 甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 3年 3月 11日

甲 三重県鳥羽市大明東町1番6号 鳥羽市水道事業 鳥羽市長 中村 欣一郎 乙 三重県津市久居甲町251番地1 東海メンテケル支株式会社 代表取締役社長 奥野 徹

協定-67(2) 災害等における下水道施設等の緊急対応業務に関する協定書

鳥羽市(以下「甲」という。)と 東海メンテナンス株式会社(以下「乙」という。)は、地震、 津波、風水害、大規模事故等の災害(以下「災害等」という。)の発生時における緊急対応 業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生により、別紙「協定(緊急対応業務)施設一覧表 の施設 (以下「下水道施設等」という。)が被災した場合、早期の復旧を図るため、甲の要請に基づ き乙が実施する緊急対応業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

- 第2条 甲は、第1条の目的のために必要がある場合は、乙に緊急対応を要請することができる。
- 2 乙は前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

(緊急対応要請の方法)

- 第3条 甲が乙に対して行う緊急対応要請は、次に掲げる事項に関し文書又は口頭により執り 行うものとする。
 - (1) 要請の理由(災害等の状況)
 - (2) 緊急対応業務の内容及び人員等
 - (3) 要請の期間及び内容
 - (4) その他必要な事項

(緊急対応要員の派遣)

- 第4条 乙は、第2条の規定により緊急対応の要請を受けたときは、速やかに緊急対応業務を 行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。
- 2 緊急対応要員は、甲の指示に従い緊急対応業務を行う。

(緊急対応業務)

- 第5条 乙が行う緊急対応業務は、次のとおりとする。
 - (1) 下水道施設等における破損個所の応急措置等
- (2)下水道施設等において発生した被害の復旧に係る緊急措置等、技術支援(機能診断調査等)等
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が要請する業務

(自主対応)

第6条 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、甲が第2条に規定する緊急対応の 要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、前条の緊 急対応を実施することができるものとする。この場合は、第2条の緊急対応の要請があった ものとみなす。 (費用の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が行う第5条の緊急対応業務に要する費用については無償とする。ただし、特別な事由がある場合には、甲と乙が協議し、その都度定めるものとする。

(危険負担)

第8条 乙は緊急対応業務の実施にあたり、乙の責に帰する理由により甲又は第三者に損害を 与えた場合には、甲から必要な指示を受け、乙の責任と負担において対処するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて従事した緊急対応要員が、緊急対応業務に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第11条 乙は、この協定による緊急対応業務に協力できる人員、器材等の状況把握に努め、 甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の解除を通知しない限り、令和5年3月31日までその効力を持続する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度 甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 3年 3月 11日

別紙

協定(緊急対応業務)施設一覧表

施設名	所在地	管理業務 契約の有無	備考
相差浄化センター	鳥羽市相差町地内	有	
中継ポンプ場	鳥羽市相差町地内	有	
マンホールポンプ	鳥羽市相差町、畔蛸町地内	有	11箇所
公共桝 (ポンプ圧送)	鳥羽市相差町、畔蛸町地内	有	26箇所

協定-67(3) 「災害等における水道施設等の緊急対応業務に関する協定」覚書

鳥羽市水道事業(以下「甲」という。)と 東海メンテナンス株式会社(以下「乙」という。) は、令和3年3月11日付けで締結した「災害等における水道施設等の緊急対応業務に関する 協定書(以下「原協定書」という。)」に関し、次のとおり覚書を交換する。

(有効期間の延長)

第1条 原協定書第12条に定める有効期間の終期「令和4年3月31日」については、「令和 9年3月31日」に変更し、有効期間を延長するものとする。

(効力発生日)

第2条 前条の有効期間の延長は、令和4年4月1日から適用するものとする。

(原協定書の適用)

第3条 本覚書に定めのない事項については、原協定書の定めに従うものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管する。

令和 4年 3月 31日

甲 三重県鳥羽市大明東町1番6号 鳥羽市水道事業 鳥羽市長 中村 欣一郎 乙 三重県津市久居中町251番地1 東海メンテナンス株式会社 代表取締後狂長 明石 幸

協定-67(4) 「災害等における下水道施設等の緊急対応業務に関する協定」覚書

鳥羽市長(以下「甲」という。)と 東海メンテナンス株式会社(以下「乙」という。)は、 令和3年3月11日付けで締結した「災害等における下水道施設等の緊急対応業務に関する協 定書(以下「原協定書」という。)」に関し、次のとおり覚書を交換する。

(有効期間の延長)

第1条 原協定書第12条に定める有効期間の終期「令和5年3月31日」については、「令和 10年3月31日」に変更し、有効期間を延長するものとする。

(効力発生日)

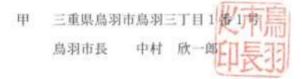
第2条 前条の有効期間の延長は、令和5年4月1日から適用するものとする。

(原協定書の適用)

第3条 本覚書に定めのない事項については、原協定書の定めに従うものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管する。

令和 5年 3月 31日





協定-68 災害時等における物資輸送及び輸送拠点の運営等に関する協定書

鳥羽市(以下「甲」という。)と、佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、災害 時等における備蓄物資及び支援物資(以下「物資」という。)の受け入れ及び輸送、輸 送拠点等の運営等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鳥羽市において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲が乙に対して物資輸送及び輸送拠点の運営等の支援協力の要請をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

- 第2条 甲は、乙に対し、甲の市域における災害時等において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。
 - (1) 甲が管理する物資等の避難所等への輸送
 - (2) 甲の管理する輸送拠点の運営管理(物資の受入、保管、在庫管理、コールセンター等)
 - (3) 乙の管理する物資拠点の輸送拠点としての提供
 - (4) 乙の管理する輸送拠点の運営管理(物資の受入、保管、在庫管理、コールセンター等)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 乙は、甲から前項の規定により要請を受けたときは、物資輸送及び輸送拠点の運営 等の支援協力に可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

(要請手続)

- 第3条 甲が前条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、要請書(様式1)をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の要請により実施した協力内容について、実績報告書(様式2)にて甲 に報告するものとする。

(費用負担)

- 第4条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協 議の上速やかに決定する。

(費用の支払)

- 第5条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈 静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡体制の整備)

- 第6条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。
- 2 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、 当該協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

(情報共有及び協議)

第7条 本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は平時から災害時等に関する情報を共有するよう努め、また必要に応じ協議を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と 乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年3月30日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号鳥羽市 鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 愛知県小牧市三ツ渕作 1350 佐川急便株式会社 中京支店 支店長 広瀬 禎幸

年 月 日

佐川急便株式会社中京支店 支店長 様

鳥羽市長

要請書

「災害時等における物資輸送及び輸送拠点の運営等に関する協定書」 第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

1	支援内容	3
Τ .	- X1友 / 1 石	℩

市が管理する物資等の避難所等への輸送
市の管理する輸送拠点の運営管理
佐川急便株式会社中京支店の管理する物資拠点の輸送拠点としての提供
佐川急便株式会社中京支店の管理する輸送拠点の運営管理
その他

2 要請内容

- ・ 必要とする車両数 台、人員 人、資機材()
- 輸送拠点
- 輸送品目

品 名	数量	品 名	数量

3 その他参考となる事項

年 月 日

鳥羽市長 様

実績報告書

年 月 日付で要請のあった業務が終了しましたので、次のとおり報告します。

記

1	支援	内宏
1	XIV	r 11/12

市が管理する物資等の避難所等への輸送
市の管理する輸送拠点の運営管理
佐川急便株式会社中京支店の管理する物資拠点等の輸送拠点としての提供
佐川急便株式会社中京支店の管理する輸送拠点の運営管理
その他

2 実施内容

- ・ 使用した車両数 台、人員 人、資機材(
- 輸送拠点
- 輸送品目

品名	数量	品 名	数量

3 その他参考となる事項